

5 事業等推進部会の審議状況について

【所掌事務】

- 5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の提供体制に関すること
地域医療支援病院承認、救命救急センター指定、災害拠点病院指定、へき地医療拠点病院・診療所指定、周産期母子医療センター指定、小児救命救急センター指定
- 保健医療従事者の確保対策に関すること

第2回	
日 時	令和2年3月17日（火） 午後2時から午後3時30分まで
場 所	愛知県三の丸庁舎 会議室802
出席者	委員8名（委員総数15名）
議 題	<ul style="list-style-type: none"> ○災害拠点精神科病院の指定について（2～4頁参照） <ul style="list-style-type: none"> [整備方針] 災害拠点精神科病院を県内に1か所以上整備する [指定について] 令和2年3月下旬に2病院を災害拠点精神科病院に指定する <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県精神医療センター ・松崎病院豊橋こころのケアセンター 【審議結果】 了承 ○地域医療支援病院の承認について（5～9頁参照） <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人労働者健康安全機構 旭労災病院 【審議結果】 了承
報 告 事 項	○5事業等における主な令和2年度予算について 5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の確保並びに保健医療従事者の確保に関する本県の令和2年度予算措置状況を報告した。

災害拠点精神科病院の指定について

1 経緯

平成29年3月に国が示した「災害時における医療体制の構築に係る指針」では、災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う「災害拠点精神科病院を今後整備する必要がある」旨の方向性が示された。

本県では、平成30年3月に策定した愛知県地域保健医療計画（計画期間：平成30年度～35年度）において、「災害拠点精神科病院を指定し、災害時における精神科医療提供体制の充実を図ること」としている。

本年度、令和元年6月20日付で国から「災害拠点精神科病院の整備について」の通知があり、国の整備方針及び指定要件が示された。

これを受けて、本県においても早急に整備を進めるべく、令和元年11月に「愛知県災害拠点精神科病院設置要綱」を定め、候補病院の選定、調整を進めてきた。

なお、国から令和元年12月25日付で「災害拠点精神科病院の指定の促進について」で、令和2年度中を指定の目途とするよう通知された。

2 国の方針（令和元年6月20日付で国通知「災害拠点精神科病院の整備について」）

（1）整備方針

人口規模や地理的条件、都道府県における精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、都道府県ごとに必要な数を整備すること。（少なくとも各都道府県内に1か所以上を整備すること。）

（2）指定要件（一部抜粋）

- ・24時間緊急対応し、災害発生時に被災地域内の精神科医療の必要な患者の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。
- ・災害派遣精神科医療チーム（D P A T）を保有し、その派遣体制があること。
(今後D P A T先遣隊の必置化を見込む)
- また、災害発生時に他の精神科医療機関のD P A Tその他の医療チームの支援を受入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（厚生労働省平成8年厚生労働省告示第90号）に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であること。
- ・被災後に早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画が整備されていること。
- ・指定に当たっては都道府県医療審議会等の承認を得ること。

3 県の方針

（1）整備方針

国の整備方針のとおりとし、県内に1か所以上整備する。

（考え方）

本県の精神医療圏は、各医療機関の医療機能や地域ごとの医療資源の状況から全県的な連携、対応が必要であるという理由で、全県を1圏域と設定されていることから、災害拠点精神科病院についても全県を単位として整備を進めます。

（2）指定要件

別添「愛知県災害拠点精神科病院設置要綱」による。（国の指定要件のとおり。）

4 新たに指定する病院

病院名	所在地
愛知県精神医療センター	名古屋市千種区徳川山町4-1-7
松崎病院豊橋こころのケアセンター	豊橋市三本木町字元三本木20番地1

（50音順）

○候補病院の調査結果は別添のとおり。

5 指定年月日

令和2年3月下旬（予定）

6 審議等の経過

開催日	会議名	備考
令和元年10月28日（月） 令和2年1月21日（火）	D P A T運営委員会 (意見聴取)	・整備方針について検討 ・左記会議後の令和2年2月に、候補病院につき各委員へ書面による意見照会を実施 (結果：意見なし)
令和2年1月23日（木）	愛知県地方精神保健福祉審議会 (意見聴取)	同上
令和2年3月17日（火）	愛知県医療審議会 5事業等推進部会（承認）	・整備方針及び指定病院について承認

○災害拠点精神科病院の指定に係る調査結果について

災害拠点精神科病院指定基準	愛知県精神医療センター		松崎病院豊橋こころのケアセンター	
	有無	備考	有無	備考
1 災害拠点精神科病院として必要な施設	◎		◎	
病棟（病室、保護室等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室等）等精神科診療に必要な部門を設けること。	有	診察室 15室、検査室1室、レントゲン室2室	有	診察室 10室、検査室1室、レントゲン室1室
診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。	有		有	
災害時に主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するための自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保すること。	有	83時間稼働可能	有	72時間稼働可能
適切な容量の受水槽の保有等により災害時の診療に必要な水を確保すること。	有	0.6日程度稼働 受水槽（73トン）	有	地下水による供給可能（上水道併用）受水槽（80トン）
広域搬送等のための一時的避難所の確保	有	北棟2階（体育館）	有	南館デイケア棟
2 災害拠点精神科病院として必要な設備	◎		○	
衛星電話の保有及び衛星回線インターネットが利用できる環境	有	県有物品貸付1台 (衛星回線インターネット可)	無	今後整備見込
広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の端末	有		有	
被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等	有	DPAT先遣隊の派遣体制有	有	DPAT先遣隊の派遣体制有
トリアージ・タグ	有		有	
3日分程度の食料、飲料水、医薬品	有		有	
3 災害拠点精神科病院として必要な運営体制	○		○	
24時間緊急対応し、災害時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制	有		有	
災害時に被災地からの患者の受入拠点になること。	有		有	
EMISへの参加及び災害時の入力体制	有		有	
DPATの保有及び派遣機能並びに他の医療機関のDPATの支援受け入れ体制	有	DPAT先遣隊2隊保有。 受入場所として会議室利用可能	有	DPAT先遣隊1隊保有。 受入場所として会議室利用可能
災害時における食料、飲料水、医薬品、燃料等の優先的供給体制	無	協定の締結に向けて調整している。	有	
業務継続計画が整備されていること。	有		有	
業務継続計画及び災害精神科医療に関しての研修、訓練を実施すること。	有		有	
災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。	有		有	

*施設・設備の有無については、病院からの提出書類及び、医務課こころの健康推進室職員による現地確認により確認済み。

*◎：全部充足、○：ほぼ充足 △：一部充足

愛知県災害拠点精神科病院設置要綱

(目的)

第1条 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」(平成29年3月31日付け医政地発0331第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針(以下、「指針」という。)に基づき、災害時においても医療保護入院、措置入院等の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭和25年法律第123号。以下、「法」という。)に基づく精神科医療を行うための診療機能を有し、災害時における精神科医療を継続して提供する病院(以下「災害拠点精神科病院」という。)を整備し、災害時における精神科医療を適切に確保することを目的とする。

(災害拠点精神科病院の指定)

第2条 災害拠点精神科病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、愛知県医療審議会5事業等推進部会の承認を得るものとする。

(災害拠点精神科病院の指定基準)

第3条 災害拠点精神科病院の指定基準は、国の「災害拠点精神科病院の整備について」(令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長及び障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)の別紙「災害拠点精神科病院指定要件」を考え方の基本とし、法19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年厚生労働省告示第90号)に適合した精神科指定病院又は当該告示の基準を満たす精神科病院であって、原則として次の施設・設備等を備え、災害拠点精神科病院として必要な運営体制を有する病院から選定する。

(1) 災害拠点精神科病院として必要な施設

- ア 病棟(病室、保護室等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室等)等精神科診療に必要な部門を設けること。
- イ 診療機能を有する施設は耐震構造を有すること。
- ウ 災害時に主な診療施設や病棟等を機能させるのに必要な電力を確保するための自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保すること。
- エ 適切な容量の受水槽の保有等により災害時の診療に必要な水を確保すること。
- オ 広域搬送等のための一時的避難所の確保

(2) 災害拠点精神科病院として必要な設備等

- ア 衛星電話の保有及び衛星回線インターネットが利用できる環境
- イ 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の端末
- ウ 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- エ トリアージ・タグ
- オ 3日分程度の食料、飲料水、医薬品

(3) 災害拠点精神科病院として必要な運営体制

- ア 24時間緊急対応し、災害時に被災地内の精神科医療の必要な患者の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制
- イ 災害時に被災地からの患者の受け入れ拠点になること。
- ウ EMISへの参加及び災害時の入力体制
- エ DPATの保有及び派遣機能並びに他の医療機関のDPATの支援受け入れ体制
- オ 災害時における食料、飲料水、医薬品、燃料等の優先的供給体制
- カ 業務継続計画が整備されていること。
- キ 業務継続計画及び災害精神科医療に関する研修、訓練を実施すること。
- ク 災害時に地域の精神科医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(指定後の確認)

第4条 知事は、指定した災害拠点精神科病院が第3条の指定基準を満たしているかについて、毎年確認を行うものとする。

2 災害拠点精神科病院は、愛知県知事が行う前項に定める確認に協力しなければならない。

(指定の解除)

第5条 知事は、災害拠点精神科病院が第3条の指定基準を満たさなくなり、かつ改善の見込みがないと認められる場合は、災害拠点精神科病院の指定を解除することができるものとする。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和元年11月28日から施行する。

地域医療支援病院について

1. 制度の趣旨

医療は患者の身近な地域で提供されることが望ましいという観点から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を地域における第一線の医療機関として位置づけるとともに、他の医療機関との適切な役割分担と連携を図っていく必要がある。

このような観点に立って、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を支援し、二次医療圏単位で地域医療の充実を図る病院として、それまでの総合病院の制度が廃止され、平成10年度から地域医療支援病院の制度が設けられた。

2. 地域医療支援病院の取扱方針

平成14年9月6日愛知県医療審議会医療計画部会承認

平成29年8月10日修正

1 地域医療支援病院については、原則として各医療圏に1か所以上の地域医療支援病院を承認することを最終目標とし、関係者の合意形成に努めるものとする。

2 地域医療支援病院の要件は、平成10年5月19日付け健政発第639号各都道府県知事あて厚生省健康政策局長通知「医療法の一部を改正する法律の施行について」による。

3 地域医療支援病院の承認に当たっては、制度の趣旨にかんがみ、各医療圏の関係者の意見を聞くものとするが、その意見の聴取は、圏域保健医療福祉推進会議において行うものとする。医療法施行細則（昭和35年12月10日愛知県規則第54号）の様式第14号の地域医療支援病院名称承認申請書については、圏域保健医療福祉推進会議における意見聴取を行った後に、提出させるものとする。

4 地域医療支援病院の承認に当たっては、保健所、医務課は、相互に連携するとともに、当該医療圏の関係者と十分な連携を図って、事務を進めるものとする。

3. 地域医療支援病院の承認の要件について

○ 地域医療支援病院の承認の要件は、医療法第4条第1項により、「国、都道府県、市町村、特別医療法人その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院であって、地域における医療の確保のために必要な支援に関する次に掲げる要件に該当するもの」とされ、次の6つの要件が示されています。

- ① 紹介患者に対し医療を提供（いわゆる紹介外来制を原則）し、かつ、共同利用のための体制が整備されていること。
- ② 救急医療を提供する能力を有すること。
- ③ 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力を有すること。
- ④ 200床以上の病床を有すること。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めたときは、この限りでない。
- ⑤ 一般の病院に必要な施設に加え、集中治療室、化学、細菌、病理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用又は患者搬送用自動車並びに医薬品情報管理室を有すること。
- ⑥ 施設の構造設備が医療法施行規則で定める要件に適合すること。

○ なお、地域医療支援病院の承認の要件の一つである、「紹介患者に対し医療を提供し、（中略）体制が整備されていること」とは、いわゆる紹介外来制を原則としていることであり、具体的には、次のいずれかに該当するものです。

- ① 地域医療支援病院紹介率が80%以上であること。
- ② 地域医療支援病院紹介率が65%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40%以上であること。
- ③ 地域医療支援病院紹介率が50%以上であり、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70%以上であること。

$$\blacksquare \text{ 地域医療支援病院紹介率} = \frac{\text{紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

$$\blacksquare \text{ 地域医療支援病院逆紹介率} = \frac{\text{逆紹介患者の数}}{\text{初診患者の数}} \times 100$$

○ 地域医療支援病院の具体的な承認要件等については、別添のとおりです。

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
名称及び代表者職・氏名	独立行政法人 労働者健康安全機構 理事長 有賀 徹

2 病院の名称等

名 称	独立行政法人 労働者健康安全機構 旭労災病院					
所 在 地	尾張旭市平子町北61番地					
診療科名	内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、病理診断科					
病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
					250	250床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無
集 中 治 療 室	(有)・無 病床数 4床
化 学 檢 查 室	(有)・無
細 菌 檢 查 室	(有)・無
病 理 檢 查 室	(有)・無
病 理 解 剖 室	(有)・無
研 究 室	(有)・無
講 義 室	(有)・無
図 書 室	(有)・無
救 急 用 又 は 患 者 搬 送 用 自 動 車	(有)・無 保有台数 1台
医薬品情報管理室	(有)・無

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹 介 患 者 の 数 (A)	初 診 患 者 の 数 (B)	紹 介 率 (A/B × 100)
4,394人	7,177人	61.2%

(2) 逆紹介率

逆 紹 介 患 者 の 数 (C)	初 診 患 者 の 数 (B)	逆 紹 介 率 (C/B × 100)
5,279人	7,177人	73.6%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	1,113 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	1,113 施設
共同利用に係る病床の病床利用率	6.8%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、医療機器(CT、MRI、RI、上部消化管内視鏡検査装置、マンモグラフィー、腹部超音波)、講義室、図書室、研究室、会議室(501, 502, 503)
------	--

(3) 共同利用の体制

共 同 利 用 に 関 す る 規 定	(有)・無
利 用 医 師 等 登 録 制 度 の 担 当 者	(有)・無

(4) 利用医師等登録制度

登 録 医 療 機 関 数	97 施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	97 施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常 時 利 用 可 能 な 病 床 数	5床
---------------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職種	専従		非専従	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤
医師	0人	0人	47人	1人
看護師	6人	0人	191人	24人
その他	0人	0人	53人	5人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的に使用できる病床	12床
専用病床	4床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施設名	I C U、救急外来、手術室、検査科、放射線科、
-----	--------------------------

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	1,794人
--------------------------	--------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和39年厚生省令第8号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	<input checked="" type="checkbox"/> ・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	<input checked="" type="checkbox"/> ・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るために研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研修の内容	回数	研修者数
リハビリ院外研修会、救急救命士に対する実習及び勉強会、保健・医療・福祉連絡会研修会 等	51回	510人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施設名等	講義室、図書室、会議室
------	-------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管理責任者	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
管理担当者	<input checked="" type="checkbox"/> ・無

(2) 閲覧責任者等

閲覧責任者	<input checked="" type="checkbox"/> ・無
閲覧担当者	<input checked="" type="checkbox"/> ・無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学識経験者	1人
医師会等医療関係団体の代表	7人
地域の住民代表	1人
当該病院の関係者	5人
その他(行政)	1人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	入退院支援センター
-----------	-----------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅復帰に向けた多職種カンファレンス ・保健・医療・福祉連絡会研修会 ・医師会との地域医療連携意見交換会 ・医師会及び歯科医師会と地域医療連携のための協議会 ・瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・住民向け広報誌「あさひ燐々」 ・開業医向け広報誌「旭労災病院ニュース」 ・市民公開講座 ・病院まつりの実施

その他居宅等における 医療の提供の推進に関 し 必 要 な 支 援	・退院前後の在宅療養支援の実施
---	-----------------

12 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施 設 名 称	地域医療連携室
担 当 者	(有) • 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	(有) • 無
-------------------	---------

(3) 退院調整部門

退 院 調 整 部 門	(有) • 無
-------------	---------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携 クリティカルパス	・大腿骨頸部骨折地域医療連携パス
----------------------	------------------

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情 報 発 信 の 方 法	ホームページ、広報誌
---------------	------------

地域医療支援病院承認状況一覧(令和2年3月1日現在)

	医療圏	所在地	医療機関の名称	承認年月日
1	名古屋	名古屋市千種区	名古屋市立東部医療センター	平成25年3月27日
2		名古屋市北区	名古屋市立西部医療センター	平成25年9月17日
3		名古屋市中村区	名古屋第一赤十字病院	平成18年9月29日
4		名古屋市中区	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	平成19年9月26日
5		名古屋市中区	国家公務員共済組合連合会名城病院	平成27年9月25日
6		名古屋市昭和区	名古屋第二赤十字病院	平成17年9月30日
7		名古屋市中川区	名古屋掖済会病院	平成19年9月26日
8		名古屋市中川区	藤田医科大学ばんたね病院	平成29年9月22日
9		名古屋市港区	独立行政法人労働者健康安全機構 中部労災病院	平成23年9月14日
10		名古屋市南区	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	平成18年9月29日
11		名古屋市天白区	名古屋記念病院	平成21年3月25日
12	海部	弥富市	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	平成29年9月22日
13	尾張東部	瀬戸市	公立陶生病院	平成23年9月14日
14	尾張西部	一宮市	一宮市立市民病院	平成24年9月24日
15		一宮市	総合大雄会病院	平成23年3月22日
16	尾張北部	春日井市	春日井市民病院	平成24年9月24日
17		小牧市	小牧市民病院	平成27年9月25日
18		江南市	愛知県厚生農業協同組合連合会 江南厚生病院	令和元年10月28日
19	知多半島	半田市	半田市立半田病院	平成24年9月24日
20		東海市	公立西知多総合病院	平成30年10月30日
21	西三河北部	豊田市	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	平成29年9月22日
22		豊田市	トヨタ記念病院	平成29年9月22日
23	西三河南部東	岡崎市	岡崎市民病院	平成21年9月11日
24	西三河南部西	安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	平成22年9月27日
25		刈谷市	刈谷豊田総合病院	平成28年9月26日
26	東三河南部	豊橋市	豊橋市民病院	平成26年9月26日
27		豊川市	豊川市民病院	令和元年10月28日